

事 務 連 絡

令和3年4月30日

各都道府県鳥獣行政担当課長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

野鳥サーベイランスの対応レベルの引き下げについて

この度、4月28日24時をもって、国内で指定していた野鳥監視重点区域がすべて解除となったことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを本日付で「対応レベル1」に引き下げましたのでお知らせします。

なお、貴都道府県内において、高病原性鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 近藤、庄司、宮澤

電話 03(5521)8285